

一般社団法人岡山県作業療法士会 定款施行規則

一般社団法人岡山県作業療法士会

〒700-0071 岡山市北区谷万成一丁目6番5号
万成病院内

TEL 086-256-2701

FAX 086-256-2702

一般社団法人岡山県作業療法士会
定款施行規則

平成 24 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人岡山県作業療法士会定款をうけ、本会事業の円滑なる運営をはかることを目的とする。

第 2 章 会員

(入会)

第 2 条 定款第 6 条第 1 項に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2.定款第 6 条第 2 項に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第 2 号様式のとおりとする。

(会費)

第 3 条 会費の納入は、原則として当該年度の 9 月末日までとする。

2.正会員の入会金は 1,000 円とする。

3.正会員の年会費は 10,000 円とする。

4.正会員の入会金及び年会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第 4 条 賛助会員の会費および特典は、別に定める賛助会員規定に従うものとする。

(会員名簿)

第 5 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅滞なく会長に届け出なくてはならない。

2.本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(退会)

第 6 条 定款第 9 条に規定する退会届の書式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

第 3 章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第 7 条 定款第 12 条第 1 項に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第 8 条 選挙管理委員会は、理事以外の 5 名により構成する。そのうちの 1 名を委員長とし、他の 4 名を委員とする。

(委員長・委員の選任)

第 9 条 委員長は理事会の承認を得て代表理事が委嘱し、委員は委員長の推薦にもとづき

代表理事が委嘱する。

(委員長・委員の任期)

第10条 委員長及び委員の任期は、定款14条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(選挙公示と立候補の締切)

第11条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2.郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第12条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の書式は、別記第4号様式に準じて作成するものとする。

2.推薦による立候補は、5名以上の推薦者を必要とする。この場合は、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書で届出るものとする。その書式は別記第5号に準じて作成するものとする。

(理事会による候補者の推薦)

第13条 立候補者が定員に満たないときは、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。この場合の書式は、別記第6号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任の補充)

第14条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第15条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第16条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序)

第17条 役員の選挙は、次の順序で行う。

(1)理事(15～20名記号式投票) (2)監事(2名記号式投票)

(開票立会人)

第18条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第19条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第 20 条 次の投票は無効とする。

- (1)規定の記号以外のものを記載したもの
- (2)定められた欄以外の場所に記載したもの
- (3)第 17 条に規定する数を越える記載をしたもの

(当選任)

第 21 条 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。

第 22 条 当選人を決めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで定める。

(無投票当選)

第 23 条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第 24 条 選挙運動は、次のとおりとする。

- (1)選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見等を掲載した選挙公報を 1 回発行しなければならない。
- (2)候補者及び推薦者代表が、選挙公報に氏名、意見等の掲載を希望するとき、その掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

第 4 章 会務運営

(事務局及び部の設置)

第 26 条 会務処理のため事務局及び部を置く。

2. 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長の推薦を得て会長が任命する。
3. 部長及び副部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長及び副部長の推薦を得て会長が任命する。
- 4 事務局長及び部長は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 5 事務局長、事務局員、部長、副部長、部員の任期は、定款 14 条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第 27 条 事務局及び部、委員会は、次のとおりとする。

事務局 学術部 教育部 保険部 広報部 事業部 福利部
常設委員会 特設委員会

(分掌事項)

第 28 条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

総務関係

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関すること

- (2) 会員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関する事
- (6) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (7) 資産の維持、管理に関する事
- (8) 機関誌等刊行物の発送と保管に関する事
- (9) その他各部に属しないことに関する事

財務関係

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入活動に関する事
- (3) 支出、決算に関する事
- (4) その他財務に関する事

渉外関係

- (1) 関係官庁との折衝に関する事
- (2) 関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- (3) その他渉外に関する事

福利関係

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) 会員の職場開拓に関する事
- (3) その他会員の福利に関する事

学術部

- (1) 作業療法の学問的発展のための企画、運営に関する事
- (2) 会員の学術・技能の向上に関する事
- (3) 学術資料の作成と蒐集に関する事
- (4) その他学術に関する事

教育部

- (1) 会員への教育事業の企画
- (2) 会員への教育事業の実施
- (3) 会員の教育（生涯教育制度等）に関する問い合わせへの対応
- (4) 協会生涯教育部 生涯教育制度推進委員会との連携
- (5) その他会員の教育に関する事

保険部

- (1) 医療保険、介護保険に関する事
- (2) その他社会保障制度に関する事

広報部

- (1) 外部に対する作業療法及び本会の宣伝活動に関すること
- (2) 会員の広報活動に関すること
- (3) 公益活動の企画に関すること
- (4) 入会勧誘等に関すること
- (5) その他広報に関すること

事業部

- (1) 他団体との交流活動に関すること
- (2) 公益事業に関すること
- (3) 作業療法推進事業に関すること
- (4) 地域における作業療法士の派遣事業に関すること
- (5) その他事業に関すること

福利部

- (1) 福利公益活動に関すること
- (2) その他福利公益に関すること

(文書の保存類目及び保存期間)

第 29 条 文書の保存類目及び保存期間は、次の通りとする。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書
- (2) 登記に関する書類
- (3) 総会及び理事会に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 契約に関する書類
- (7) 本会発行の出版物

10 年保存

- (1) 会計諸帳及び書類
- (2) 重要な調査に関する書類
- (3) 証明に関する書類
- (4) 会員に関する名簿及び書類

5 年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) その他の書類

(諸規定)

第 30 条 旅費、儀礼交際費、会計処理、及び総会議事運営に関しては、別に定める規定に

よるものとする。

第5章 会議

(理事会)

第31条 理事会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成し、理事会の委任を受けた本会運営上の重要事項を審議する。

(専決事項の処理)

第32条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2.専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3.第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第6章 施行規則の変更

(規則の変更)

第33条 この施行規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

この規則は、設立許可日から施行する。

改定 平成28年3月3日

改定 平成29年4月1日